

# 宇多津町

## 平成 27 年度水質検査計画

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び浄水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係機関との連携

## 1 基本方針

宇多津町水道事業は、当初大東川の表流水・伏流水を自己水源としてまいりましたが、現在は香川県営水道（香川用水）からの浄水の供給100パーセントを水源として各家庭等に供給しています。また、平成16年度からは、綾川浄水場に加えて中部浄水場からも供給を受けて、町内をそれぞれの供給区域の2系統に区分して供給しています。

こうしたことから、水道水がより安全で、より良質であることを確認するため、次の方針により水質検査計画を策定することといたしました。

- 1 原水に相当する県営水道の水質検査は、香川県水道局による水質検査をもって原水の水質検査といたします。検査結果は、香川県水道検査結果を参照ください。
- 2 浄水の検査地点は、それぞれの系統ごとに毎日行う検査は2地点、毎月実施する検査は1地点ずつ選定した蛇口とします。
- 3 検査項目は、水道法により義務づけられている水質基準項目とします。
- 4 検査頻度は、水道法に基づき、1日に1回色及び濁り並びに残留塩素等の検査（同法施行規則第15条第1項第1号イ）を行います。また、その他の検査項目については3ページの表に記載している検査頻度により行います。

## 2 水道事業の概要

### 1 県営水道綾川浄水場系統

香川用水を水源とし、県水道局綾川浄水場で浄水処理された水道水を、平山配水池で1日最大6,200 m<sup>3</sup>受水しています。

### 2 県営水道中部浄水場系統

同じく県水道局中部浄水場で浄水処理された水道水を、十楽寺配水池で1日最大2,400 m<sup>3</sup>受水しています。

### 給水状況（平成25年度末）

給水区域	宇多津町内
給水人口	18,137人
普及率	99.9%
給水栓数	9,172栓
計画1日最大給水量	13,600 m <sup>3</sup>
1日最大給水量	7,480 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	6,619 m <sup>3</sup>

### 県営水道受水概要（平成25年度末）

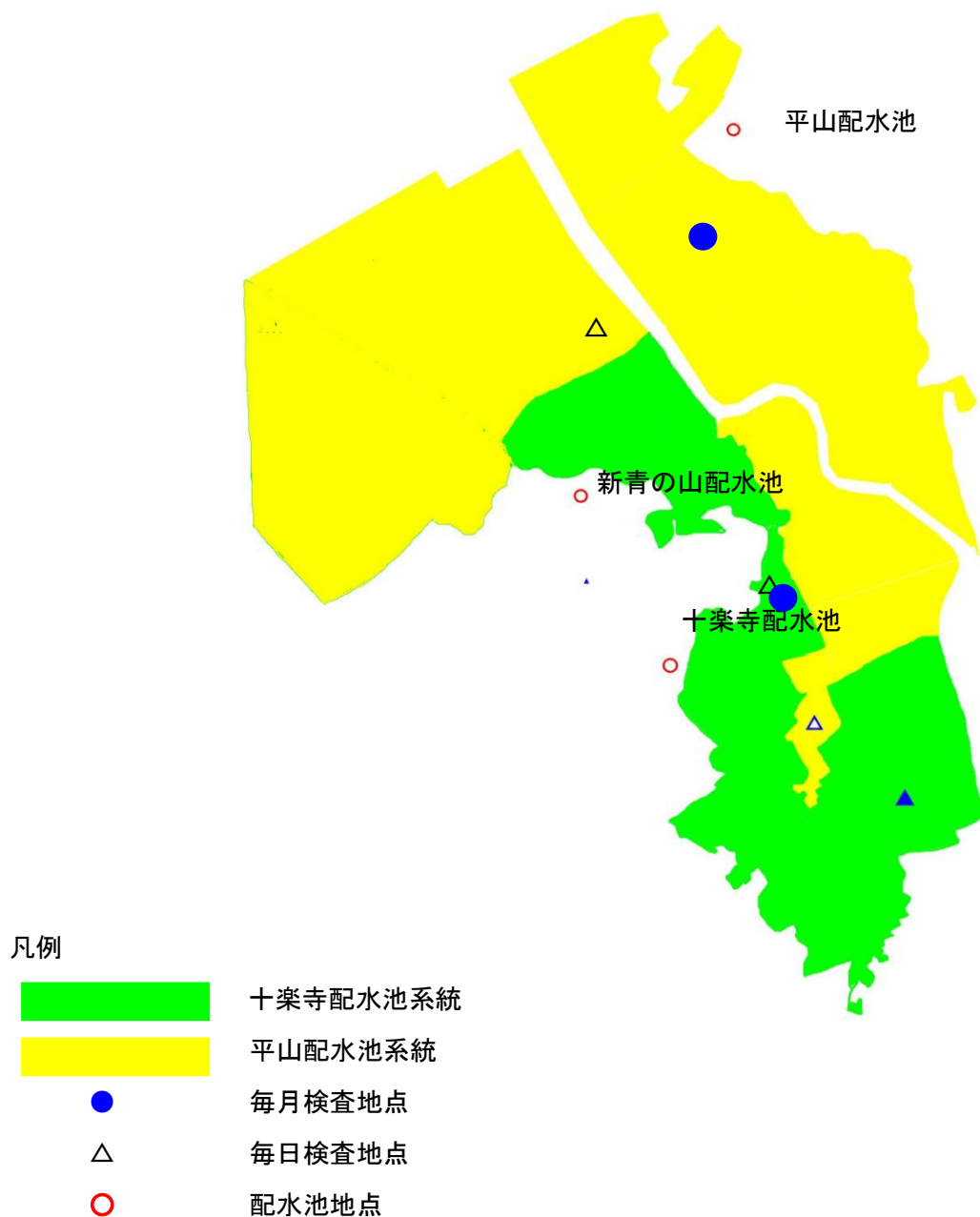
項目	平山配水池	十楽寺配水池
所在地	宇多津町字平山	宇多津町字青の山
容量	2,000 m <sup>3</sup> ×1池	1,950 m <sup>3</sup> ×1池
実績最大配水量	5,736 m <sup>3</sup>	2,667 m <sup>3</sup>
実績平均配水量	4,555 m <sup>3</sup>	2,064 m <sup>3</sup>

### 3 水道の原水及び水道水の状況

宇多津町では、香川県水道局より浄水を受水していますので、水道水は、これまでの検査結果においても全て水質基準に適合しており、安全で良質な水です。

### 4 検査地点

県営水道受水施設の配水系統ごとに、それぞれ末端地点に近いところで1箇所ずつ検査地点を設け、さらに、毎日検査は、2箇所ずつ地点を選定し、検査を行います。



## 5 水質検査項目及び検査頻度

項目	水質基準項目	基準値	単位	検査頻度 (回/年)	摘要	
1	一般細菌	100	個/mL	12	病原微生物	
2	大腸菌	不検出	—	12		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L	4	金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005	mg/L	4		
5	セレン及びその化合物	0.01	mg/L	4		
6	鉛及びその化合物	0.01	mg/L	4		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L	4		
8	六価クロム及びその化合物	0.05	mg/L	4		
9	亜硝酸態窒素	0.04	mg/L	4	無機物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	4		
12	フッ素及びその化合物	0.8	mg/L	4		
13	ホウ素及びその化合物	1.0	mg/L	4	金属	
14	四塩化炭素	0.002	mg/L	4	一般有機化学物質	
15	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	4		
17	ジクロロメタン	0.02	mg/L	4		
18	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	4		
19	トリクロロエチレン	0.01	mg/L	4		
20	ベンゼン	0.01	mg/L	4		
21	塩素酸	0.5	mg/L	4		
22	クロロ酢酸	0.02	mg/L	4		
23	クロロホルム	0.06	mg/L	4		
24	ジクロロ酢酸	0.04	mg/L	4	消毒副生成物	
25	ジブromクロロメタン	0.1	mg/L	4		
26	臭素酸	0.01	mg/L	4		
27	総トリハロメタン	0.1	mg/L	4		
28	トリクロロ酢酸	0.2	mg/L	4		
29	ブromトリクロロメタン	0.03	mg/L	4		
30	ブromホルム	0.09	mg/L	4		
31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L	4		
32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L	4		金属
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L	4		
34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	4		
35	銅及びその化合物	1.0	mg/L	4		
36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L	4	味覚	
37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	4	色	
38	塩化物イオン	200	mg/L	12	味覚	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	4		
40	蒸発残留物	500	mg/L	4	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L	4		
42	ジェオスミン	0.00001	mg/L	4	カビ臭物質	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L	4		
44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L	4	発泡	
45	フェノール類	0.005	mg/L	4	臭い	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L	12	味覚	
47	pH値	5.8—8.6	—	12	基本性状	
48	味	異常でない	—	12		
49	臭気	異常でない	—	12		
50	色度	5	度	12		
51	濁度	2	度	12		
	色、にごり、臭味及び残留塩素			毎日		

## 6 水質検査方法

水質検査は、厚生労働大臣により登録されている検査機関に委託することとします。なお、検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」）によって実施します。

## 7 臨時の水質検査

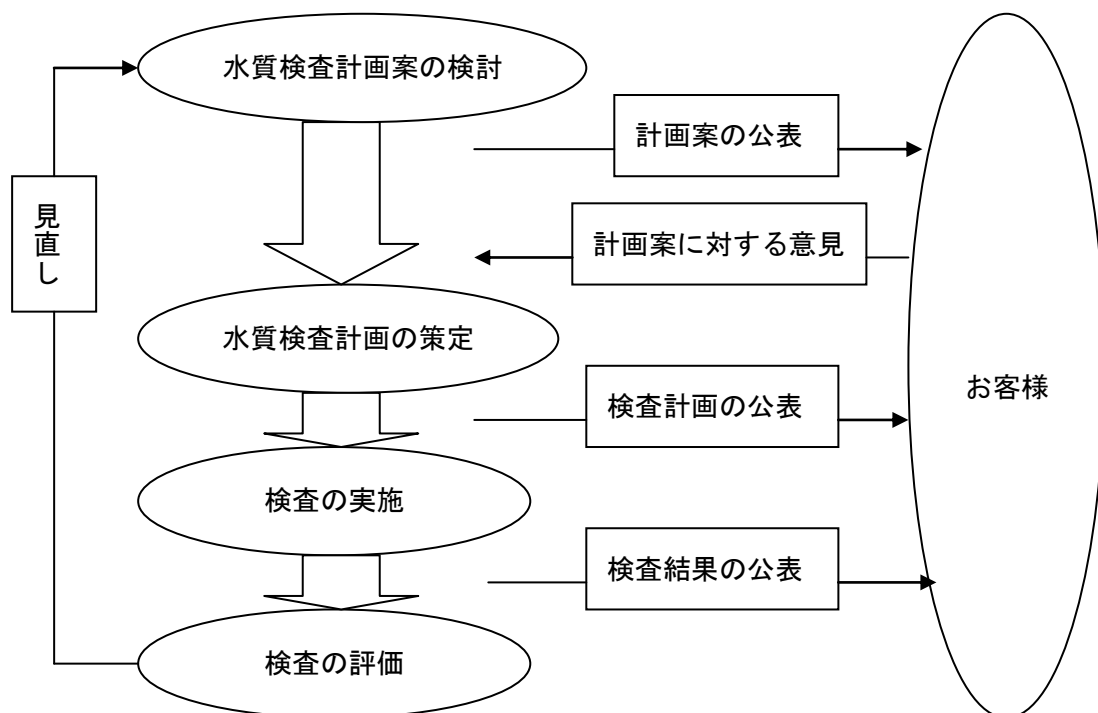
水道の施設や配水管等を新設又は改良（清掃を含む。）したとき、及び次に該当する場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) お客様から水質異常による検査依頼があったとき。
- (2) 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) その他特に検査が必要と認められるとき。

## 8 水質検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づいて水質検査を実施するとともにその結果をホームページで速やかに公表します。また、水質検査計画は毎年度必要な見直しを行いながら作成します。

【水質検査計画策定の概念図】



## 9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。宇多津町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、厚生労働大臣に登録された検査機関に委託することとしています。

なお、平成26年度は、株式会社 東洋技研に委託しました。

## 10 関係機関との連携

水道水が原因で水質事故が発生したときは、香川県中讃保健福祉事務所と連携して水質検査等を行います。

この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せください。

問合せ先 〒769-0290 綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町水道課

TEL 0877-49-8010

FAX 0877-49-8016

E-mail [suidou@town.utazu.kagawa.jp](mailto:suidou@town.utazu.kagawa.jp)